

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の修正に関する官報公布

2) 内容

- 2024年5月17日、REACH 規則 Annex X VII (制限) を修正する官報 (EU)2024/1328 が公布された。今回の修正は、エントリ 70 の以下 3 物質の差替えに関するもの。
 - Octamethylcyclotetrasiloxane (D4)
CAS No 556-67-2、EC No 209-136-7
 - Decamethylcyclopentasiloxane (D5)
CAS No 541-02-6、EC No 208-764-9
 - Dodecamethylcyclohexasiloxane (D6)
CAS No 540-97-6、EC No 208-762-8
- 差替えの概要は以下となる (一部抜粋) (詳細は官報を参照してください)
 - 2026年6月6日、以下において 0.1 重量%以上の濃度で上市してはならない。
 - 物質単体として
 - 他の物質の成分として、または
 - 混合物の場合
 - 例外として、第 1 項は以下の物質には適用されない：
 - 以下の工業用途のための D4、D5 および D6 の上市：
シリコーンポリマーの製造におけるモノマー、
他のシリコン物質の製造における中間体、重合におけるモノマー、
混合物の調合または (再) 包装、成形品の製造、非金属表面処理

3) SEAJ コメント

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

- 官報 (EU)2023/1328のURL

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401328

6) その他

- なし